

返礼品基準チェックリスト

年 月 日

事業者名 _____

NO.	返礼品名

基準項目	チェック欄
1 武雄市の魅力を発信し、地域産業の振興等につながる要素をもつ商品等であること。	<input type="checkbox"/>
2 地場産品であること。地場産品とは、以下のいずれかに該当すること。 ①武雄市内で生産されたもの。 ②武雄市内で返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの。 ③武雄市内で返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要部分を行っているもの。 ④武雄市内で生産されたものであり、近隣市町で生産されたものと混在（ただし、流通構造上、混在することが避けられない場合に限る）したものの。 ⑤武雄市の広報を目的に生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズ、その他これらに類するもの。 ⑥総務省告示第5条第8号に基づき佐賀県が認定したもの（佐賀牛・佐賀産和牛、肥前さくらポーク、骨太有明鶏、みつせどり、ありたどり、佐賀海苔、いちご（さがほのか、さちのか、いちごさん）、佐賀みかん、The SAGA 認定酒）。 ⑦宿泊施設・サービスの利用券等については、武雄市内で提供されるもの。ただし、主要部分が相当程度関連性のある場合はこの限りでない。	該当番号 ()
3 品質及び数量の面において、年間を通じて安定供給が見込めること。	<input type="checkbox"/>
4 生鮮食料品については、商品の配送希望日等を事前に寄附者に確認・調整するなど、返礼品の鮮度が保たれた状態で寄附者の手元に届くよう配慮すること。また、時間の経過により価値が損なわれるものについても、同様の配慮を行うこと。	<input type="checkbox"/>
5 次に掲げる「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないものであること。 ①金銭類性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料等） ②資産性の高いもの（電話・電子機器、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等） ③寄附額に対し返礼割合が3割を超えるもの	<input type="checkbox"/>